平成三十年二月二十三日

成三十 三 Ŧ 九 年 百 月二 六 十 + 九 号 日

第 増 刊

(1)

目 次

人事委員会

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正す る規則

○知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施

正

誤

行規則の一部を改正する規則

(平成二十九年福岡県規則第五十六号

.....

中正誤

人事委員会事務局給与公平課)

事委員会

ここに公布する。 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、

福岡県人事委員会委員長 井 手 和 英

福岡県人事委員会規則第三号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (平成十三年福岡県人事委員会規

則第十八号) の一部を次のように改正する。

別表第一特別の法律により設立された法人の項中

平成30年2月23日

社会福祉法人福岡県厚生事業団_ を

福岡県漁業信用基金協会」を削る。

附

社会福祉法人福岡県厚生事業団 全国漁業信用基金協会

に改め、

この規則は、 平成三十年四月一日から施行する。

毎週火金曜日 定期発行日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) [作成] 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久 野 印 刷 株 式 会 社 (電話 092-262-5726)

_	<i>y</i> , 0 0 0 .	<i>y</i>	×H 1.7
	29 12 19	発行年月日	
	3952 増刊①	番公号報	
	規則	種類	
	56	同番 上号	
	8	ペ ! ジ	
	0	上	ТНН
		下	欄
	ら そ ろ か	行	
		備考	
	第一項	第一項 第二項 誤	
	第二項		

正誤